あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

あきる野市国民健康保険税の算定における均等割額及び平等割額の税額を改定し、新たに 国民健康保険税の減免の特例を新設するため、規定を整備する必要がある。

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

あきる野市国民健康保険税条例(平成7年あきる野市条例第89号)の一部を次のように 改正する。

第5条中「20,000円」を「22,100円」に改める。

第6条第1号中「10,800円」を「7,200円」に改め、同条第2号中

「5,400円」を「3,600円」に改め、同条第3号中「8,100円」を

「5,400円」に改める。

第22条第1号ア中「14,000円」を「15,470円」に改め、同号イ(ア)中

「7,560円」を「5,040円」に改め、同号イ(イ)中「3,780円」を

「2,520円」に改め、同号イ(ウ)中「5,670円」を「3,780円」に改め、同 条第2号ア中「10,000円」を「11,050円」に改め、同号イ(ア)中

「5,400円」を「3,600円」に改め、同号イ(イ)中「2,700円」を

「1,800円」に改め、同号イ(ウ)中「4,050円」を「2,700円」に改め、同条第3号ア中「4,000円」を「4,420円」に改め、同号イ(ア)中

「2, 160円」を「1, 440円」に改め、同号イ(イ)中「1, 080円」を「720円」に改め、同号イ(ウ)中「1, 620円」を「1, 080円」に改める。

附則に次の1項を加える。

(国民健康保険税の減免の特例)

18 平成31年度から当分の間の第24条第1項第1号の規定の適用については、同号中「又はこれに準ずると認められる者」とあるのは、「若しくはこれに準ずると認められる者又は賦課期日の前日(同日後に出生した場合は、その出生した日)において、同一世帯に18歳未満の子が2人以上いる者」とする。この場合において、同一世帯に18歳未満の子が2人以上いる者は、被保険者の資格取得の届出をもって、同条第2項の規定による申請書の提出をしたものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のあきる野市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の 規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分ま での国民健康保険税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税の減免の特例に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現にされている同一世帯に18歳未満の子が2人以上いる者による 被保険者の資格取得の届出は、新条例附則第18項後段の規定の適用があるものとみなす。